

2026 年 9 月 14 日

NTTプレジジョンメディシン株式会社

モバカルインターネットファックスサービス利用規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
モバカルインターネットファックスサービス利用規約	モバカルインターネットファックスサービス利用規約	
(略)	(略)	(略)
第 2 条 (用語の定義)	第 2 条 (用語の定義)	
(略)	(略)	(略)
<u>(2) FAX サービス提供事業者：AI-DataScience 株式会社あるいは OpenText Corporation を意味します。</u>		(追加)
(3) <u>FAX 通信サービス網</u> ：本サービスを提供するために、本サービスの FAX ネットワーク部を提供している <u>FAX サービス提供事業者が提供する</u> 通信回線、通信設備、その他の機器およびソフトウェア、ネットワーク網及びその関連設備を意味します。	(2) <u>BMS 通信サービス網</u> ：本サービスを提供するために、本サービスの FAX ネットワーク部を提供している <u>OpenText 社自らが用意する</u> 通信回線、通信設備、その他の機器およびソフトウェア、ネットワーク網及びその関連設備を意味します。	(変更)
(4) <u>モバカルネット利用規約</u> ：当社と利用者が既に締結している、当社提供のクラウド型電子カルテ「モバカルネット」を利用するための契約を意味します。	(3) <u>医療情報システム利用契約</u> ：当社と利用者が既に締結している、当社提供のクラウド型電子カルテ「モバカルネット」を利用するための契約を意味します。	(変更)
(略)	(略)	(略)
第 4 条 (本サービスの内容)	第 4 条 (本サービスの内容)	
1. 本サービスの概要は、当社所定のサービス仕様書にて定めるものとします。なお、 <u>当社</u> は本サービスの機能追加、改善を	1. 本サービスの概要は、当社所定のサービス仕様書にて定めるものとします。なお、 <u>本</u> は本サービスの機能追加、改善を	(変更)

目的として本サービスの仕様を変更できるものとし、利用者は変更後の仕様に基づき本サービスを利用するものとします。 (略) 第6条 (利用制限) (略) 2. 本サービスは、クラウド型電子カルテ「モバカルネット」(以下、「モバカルネット」と言います。)のオプション機能に該当します。そのため、<u>モバカルネット利用規約</u>を当社と締結済みの利用者のみが本サービスを利用できるものとします。尚、<u>モバカルネット利用規約</u>と本規約の内容が異なる箇所については、本サービス利用の際には本規約が優先して適用されるものとします。 (略) 第10条 (当社による利用解除) (略) (10) 利用者の利用が当社あるいは <u>FAX サービス提供事業者</u>の業務遂行上または技術上の支障があると当社が判断したとき (略) 第11条 (本サービスの停止等) (略) (2) <u>FAX 通信サービス網</u>の保守上または工事上やむを得ないとき (略)	を目的として本サービスの仕様を変更できるものとし、利用者は変更後の仕様に基づき本サービスを利用するものとします。 (略) 第6条 (利用制限) (略) 2. 本サービスは、クラウド型電子カルテ「モバカルネット」(以下、「モバカルネット」と言います。)のオプション機能に該当します。そのため、<u>医療情報システム利用契約書</u>を当社と締結済みの利用者のみが本サービスを利用できるものとします。尚、<u>医療情報システム利用契約書</u>と本規約の内容が異なる箇所については、本サービス利用の際には本規約が優先して適用されるものとします。 (略) 第10条 (当社による利用解除) (略) (10) 利用者の利用が当社あるいは <u>OpenText 社</u>の業務遂行上または技術上の支障があると当社が判断したとき (略) 第11条 (本サービスの停止等) (略) (2) <u>BMS 通信サービス設備網</u>の保守上または工事上やむを得ないとき (略)	(変更) (略) (略) (変更) (略) (略) (変更) (略)
--	--	--

第 12 条（損害賠償の限度） 1. 当社および <u>FAX サービス提供事業者</u> の責に帰すべき事由により、利用者が本サービスを全く利用できない（以下、「利用不能」と言います。）状態に陥ったとき、当社は、本利用規約で特に定める場合を除き、当社が利用者における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、利用者の前月までの月平均通信料金の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切捨て）を限度として、利用者に現実に発生した通常損害に限り、賠償請求に応じます。 2. 本サービスの利用に際し、登録電気通信事業者その他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して利用者が利用不能となった場合、利用不能となった利用者及び <u>FAX サービス提供事業者</u> が提供する電気通信サービスの利用者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該登録電気通信事業者その他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度として、かつ利用者に現実に発生した通常損害に限り、当社は、本条第 1 項に準じて利用者の損害賠償の請求に応じるものとします。 第 13 条（免責） （略） （2）<u>FAX 通信サービス網</u> の保守又は工事上やむを得ないとき （略） （8）その他当社若しくは <u>FAX サービス提供事業者</u> の責に帰し得	第 12 条（損害賠償の限度） 1. 当社および <u>OpenText 社</u> の責に帰すべき事由により、利用者が本サービスを全く利用できない（以下、「利用不能」と言います。）状態に陥ったとき、当社は、本利用規約で特に定める場合を除き、当社が利用者における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、利用者の前月までの月平均通信料金の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切捨て）を限度として、利用者に現実に発生した通常損害に限り、賠償請求に応じます。 2. 本サービスの利用に際し、登録電気通信事業者その他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して利用者が利用不能となった場合、利用不能となった利用者及び <u>OpenText 社</u> が提供する電気通信サービスの利用者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該登録電気通信事業者その他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度として、かつ利用者に現実に発生した通常損害に限り、当社は、本条第 1 項に準じて利用者の損害賠償の請求に応じるものとします。 第 13 条（免責） （略） （2）<u>BMS 通信サービス網</u> の保守又は工事上やむを得ないとき （略） （8）その他当社若しくは <u>OpenText 社</u> の責に帰し得ない事由	（変更） （変更） （略） （変更） （略） （変更）
---	--	---

ない事由により本サービスの一部あるいは全部を提供できなかったとき (略) 第 17 条 (禁止行為) (略) (6) 本サービス、他者の設備等または <u>FAX 通信サービス網</u> の運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為 (略) 第 19 条 (個人情報の保護) 1. 当社は、本サービスを利用する際に、利用者から入手した情報に個人情報が含まれていた場合、本サービス提供の目的以外で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律および <u>当社</u> の個人情報保護方針 (https://www.ntt-precisionmedicine.co.jp/privacy/) に基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危機から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理します。 (略) 5. 当社は、利用者が個人情報取扱事業者として必要な措置を講じることを怠ったことにより生じる責任を負うものではありません。利用者が本サービスを利用する場合でも、利用者が個人情報取り扱い事業者として講ずべき個人情報保護法 (指針またはガイドラインを含む) 等の定める措置は利用者の責任において <u>実施される</u> ものとします。	により本サービスの一部あるいは全部を提供できなかったとき (略) 第 17 条 (禁止行為) (略) (6) 本サービス、他者の設備等または <u>BMS 通信サービス網</u> の運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為 (略) 第 19 条 (個人情報の保護) 1. 当社は、本サービスを利用する際に、利用者から入手した情報に個人情報が含まれていた場合、本サービス提供の目的以外で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律および <u>乙</u> の個人情報保護方針 (https://www.ntt-et.co.jp/etc/personal.html) に基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危機から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理します。 (略) 5. 当社は、利用者が個人情報取扱事業者として必要な措置を講じることを怠ったことにより生じる責任を負うものではありません。利用者が本サービスを利用する場合でも、利用者が個人情報取り扱い事業者として講ずべき個人情報保護法 (指針またはガイドラインを含む) 等の定める措置は利用者の責任において <u>実施指される</u> ものとします。	(略) (略) (変更) (略) (変更) (略) (変更)
--	--	---

第 20 条（秘密保持） 利用者と既に締結している「<u>モバカルネット利用規約</u>」に準じるものとします。	第 20 条（秘密保持） 利用者と既に締結している「<u>医療情報システム利用契約書</u>」に準じるものとします。	（変更）
第 21 条（反社会的勢力の排除） 利用者と既に締結している「<u>モバカルネット利用規約</u>」に準じるものとします。 （略）	第 21 条（反社会的勢力の排除） 利用者と既に締結している「<u>医療情報システム利用契約書</u>」に準じるものとします。 （略）	（変更） （略）
第 23 条（準拠法および管轄裁判所） 利用者と既に締結している「<u>モバカルネット利用規約</u>」に準じるものとします。	第 23 条（準拠法および管轄裁判所） 利用者と既に締結している「<u>医療情報システム利用契約書</u>」に準じるものとします。	（変更）
第 24 条（協議） 利用者と既に締結している「<u>モバカルネット利用規約</u>」に準じるものとします。 （略）	第 24 条（協議） 利用者と既に締結している「<u>医療情報システム利用契約書</u>」に準じるものとします。 （略）	（変更） （略）
<u>【2026 年 9 月 14 日改定】</u>		（追加）